

相 談 事 例

ID：04-03-023

相談タイトル

土地の売買に伴うトラブルについて

Q：ご相談内容

土地（農地転用し太陽光発電パネルを設置する土地）を売買するにあたり、不動産業者から理不尽な対応を受けた。契約書を偽造されたり、相続したことに関して仮登記を抜くのに抹消登録金ということでお金を支払わされたり、譲渡所得税などがかかるが残りは折半でと言っていたのに翌年国保や介護保険料などの請求がきたり、等々理不尽なことが多数ある。全て話しをすると長くなるが、他にも多数問題があり、この様な不動産業者には指導を行ってほしい。

A：回答

住まいの相談センターは不動産業者を指導する立場にないため、不動産業者の指導を希望されるのであれば、宅地建物取引業の免許制度を扱っている、県住宅政策課宅建業係で対応することとなります。なお、県住宅政策課宅建業係で指導等行える内容は、宅地建物取引業法に抵触している場合ですので、相談いただいた内容について指導が行われるかは定かではありません。ご相談いただいた内容が幅広く、かつ、問題点が多岐にわたるためひとつの機関等で解決することは難しいと考えます。